

ID: 120

担当部署: 町民課

<b>処分の概要</b>	過料		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	聖籠町後期高齢者医療に関する条例 第8条から第10条まで		
<b>例 規 番 号</b>	平成20年 条例第5号		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (罰則)                  第八条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第百三十七条第二項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。</p> <p>第九条 町は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第四章の規定による徴収金(町が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者を、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料に処する。</p> <p>第十条 前二条の過料の額は、情状により、町長が定める。</p> <p>2 前二条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して十日以上を経過した日とする。</p>			
<p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成 22 年 4 月 1 日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日